

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2239号)

令和2年2月25日

横情審答申第2239号

令和2年2月25日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成30年4月27日教人児第115号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1) 平成30年3月2日公表 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告書（a 中学校）」及び「(2) 平成30年3月2日公表 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告書（b 中学校）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「(1) 平成30年3月2日公表 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告書（a 中学校）」及び「(2) 平成30年3月2日公表 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告書（b 中学校）」を一部開示とした決定のうち、別表1及び別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成30年3月23日付で行った「(1) 平成30年3月2日公表 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告書（a 中学校）」（以下「文書1」という。）及び「(2) 平成30年3月2日公表 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告書（b 中学校）」（以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 文書1で非開示とした部分のうち、いじめの具体的な内容及びいじめの加害生徒（以下「加害生徒」という。本件審査請求文書及び実施機関の説明では「関係生徒」「関係側」とされているが、本答申では「加害生徒」「加害側」と表記する。）の状況（これらを総称して、以下「非開示部分1」という。）並びに聴取月日（以下「非開示部分2」という。）並びに文書2で非開示とした部分のうち、教員を特定する内容、部活名、授業科目名、部活動への参加状況、学校名、特定の生徒をあらわす表現及び授業の実施状況（これらを総称して、以下「非開示部分3」という。）、手紙の内容、いじめの被害生徒（以下「被害生徒」という。本件審査請求文書及び実施機関の説明では「当該生徒」「当該側」とされているが、本答申では「被害生徒」「被害側」と表記する。）の発言内容、被害生徒の手記の内容、加害

生徒の発言内容、被害生徒の状況、LINEのやりとりの内容、被害生徒の行動内容及び被害生徒保護者の発言内容（これらを総称して、以下「非開示部分4」という。）、聴取月日等の日にち及び時期に関する記述（これらを総称して、以下「非開示部分5」という。）並びに被害生徒のプライバシーに関する内容（以下「非開示部分6」という。）については、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものであることから、本号本文に該当すると判断し、非開示とした。

いじめに関係する児童生徒は、学校の所在する地域社会で生活しており、この地域社会で人間関係を築きながら成長していくことを踏まえると、一定の範囲の関係者について特定個人の識別が可能であるような場合、これらの関係者からも個人識別ができないような範囲で公表する必要がある（いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方について（答申）（平成29年12月11日横浜市いじめ問題専門委員会。以下「公表の在り方（答申）」という。））。これらを踏まえ、本件審査請求文書については、児童生徒と同じ地域で生活している等の関係者からも個人の識別ができないような範囲で開示の対象範囲を判断することとし、前述の情報（関係者が保有している情報と照合することで特定の個人が識別できるもの）については、一般の人は個人の識別ができなくても、関係者は個人の識別ができるおそれがあるため、本号本文前段に該当すると判断し、非開示とした。

条例第5条第1項において、開示請求権は、何人に対しても等しく認められているものであり、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。また、照合の対象となる「他の情報」については、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。

なお、「教員を特定する内容」については、被害生徒の特定につながる情報であり、公務員の職務の遂行に係る情報ではないため、本号ただし書ウに該当しない。

- (2) 文書1で非開示とした部分のうち金額（以下「非開示部分7」という。）について、審査請求人は、審査請求書において、「**■**万円超に上ることには争いがなく」と記されている。ところが非開示部分の根拠では「金額については、被害側と加害

側の主張が異なっており、個々の具体的金額を公表することが双方の権利利益の侵害につながる」としている。この点は、争いがない部分に限って記述した報告書と、非開示の根拠が矛盾し、条例で示す「行政文書の開示義務」に違背した形になっている。」と主張しているが、「■万円超に上ることには争いがなく」と記された部分については、双方に争いのない最低額を示しており、被害生徒側の主張は、より高額である中で、その金額が明確になることで、被害生徒や加害生徒の関係性に影響を及ぼし、被害生徒や加害生徒の関係修復等の支障となることなどが見込まれる。したがって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、生徒の成長を阻害し、生徒個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文後段に該当すると判断し、非開示とした。

(3) 文書2で非開示とした部分のうち被害生徒及び被害生徒保護者の心情及び状況（これらを総称して、以下「非開示部分8」という。）、非開示部分4並びに非開示部分6については、特定の個人の内心という人格に密接に関わる情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、本号本文に該当すると判断し、非開示とした。

(4) 非開示とした情報は、いずれも本号ただし書ア、イ及びウに該当しない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消し、全部開示を求める。

(2) 一部開示決定通知書の非開示の根拠で「『被害生徒』『加害生徒』が特定されるおそれがある」が多用されている。だが、文書1及び文書2ではもともと学校名や関係者の名前が伏せられている。条例第7条第2項第2号によれば「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」は、開示しないことができるとしているが、それにあてはまる「他の情報」も見受けられない。たとえば「伏せた部分と、別のこの情報を照合すれば被害生徒が特定できてしまうため」などの具体的な根拠がない限り、条例上の「開示しないことができる」という決まりに当てはまらない。

(3) 上記(2)に関連して、調査や聴取、嫌がらせのあった時期などの年月日も伏せているが、これら年月日を開示することで個人が特定されるとは考えられない。

(4) 一部開示決定通知書の非開示の根拠で「特定の個人の内心という人格に密接に関

わる情報であり、公にすることにより、個人（または「双方」）の権利利益を害するおそれがある」といった説明も多用されている。しかし、個人を特定する情報は既に伏せられていて個人を特定できないのだから、当該人物の権利利益を公表によって害するおそれはないと思料する。

- (5) 上記(4)に関連して、特に一部開示決定通知書に添付された別紙1の非開示部分5番(文書1の7頁)には、「■万円超に上ることには争いがなく」と記されている。ところが非開示部分の根拠では「金額については、被害側と加害側の主張が異なっており、個々の具体的金額を公表することが双方の権利利益の侵害につながる」としている。この点は、争いが無い部分に限って記述した報告書と、非開示の根拠が矛盾し、条例で示す「行政文書の開示義務」に違背した形になっている。
- (6) 上記(5)までに示したように、今回の一部開示決定は「市民の知る権利を尊重し、市民の市政への理解と信頼を増進させる」などとした条例の趣旨に反し、条例第7条第2項第2号を恣意的に運用していると思われるため、本件処分を取り消し、全部開示を求める。
- (7) 条例第1条、第3条及び第7条を総合すると、①民主的な市政を実現するため原則として情報開示をすべきだ、②ただ、個人の特定や不利益につながる情報は非開示とすることも選択できると定めていると解される。
- (8) 公表の在り方(答申)は、「4調査結果の公表に際した個人情報保護について」(P14-P25)で、文部科学省のガイドラインや条例についていくつかの論考を提示している。これらの論考は、調査結果の公表による二次被害を懸念したものと考えられる。当方もそうした懸念は否定しない。
しかし、公表の在り方(答申)も引用しているように、文部科学省のガイドラインは「個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること」、「学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない」(公表の在り方(答申)P14-P15)と示している。
- (9) 上記(7)及び(8)に示したように、いじめ重大事態の調査結果は、公表による二次被害の発生等を防ぎつつ、原則として公開(=説明)を前提とすべきものであると解される。つまり、非開示部分を決める際は、非開示部分が最小限にとどまるように配慮が必要である。

これは上記(8)で示したように公表の在り方(答申)でも触れられている。実施

機関が、弁明書1(3)で「公表の在り方(答申)を、いじめ重大事態調査結果を公表する際のガイドラインとして運用しています」と主張するならば、非開示とする部分は個別に詳細な検討を加えた上で、最小限にとどめるべきである。

ところが、今回問題となっている調査報告書は、非開示部分が1頁の半分程度に及ぶ部分もあり(文書2 P3-P6)、いじめの実態が判然としない。「いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない」という文部科学省のガイドラインで懸念されている事態に陥っている。

つまり「個人情報保護を盾に説明を怠っている」ため、どのような「いじめ重大事態」であるかが不明確で、上記(7)で示した条例の趣旨を逸脱した調査報告書になっている。言うまでもないことだが、条例は公表の在り方(答申)より上位規定であり、「公表の在り方(答申)をガイドラインとして運用」するにしても、条例の趣旨を優先するべきである。

このように、実施機関が弁明書などで示した非開示理由には、公開を原則とする公文書の扱いや、いじめ重大事態の調査報告書を作成・公表する意義に反しているものが含まれていると考えられる。

もっとも、開示前の文書を閲覧できないため、当方が非開示理由の適否を正確に把握することは難しい。それでも、明らかに非開示理由が不当と思われる具体例を以下(11)及び(12)で示す。

- (11) 実施機関は、弁明書2(2)非開示理由イの2行目から5行目において、「特定の個人を識別することができることとなるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものであることから、本号本文に該当すると判断し、非開示としました」と主張している。

しかし同じく弁明書2(2)非開示理由イの13行目から16行目では「一般の人は個人の識別ができなくても、関係者は個人の識別ができるおそれがあるため、本号本文に該当すると判断し、非開示としました」と主張している。

前段の主張で「個人を識別することはできない」と認めながら、後段では(関係者に限っているとは言え)「個人の識別ができるおそれがある」としている。弁明書に表れたこのような矛盾は、非開示とする内容や理由を厳正に吟味していない証左であり、承服できない。

- (12) 実施機関は2018年5月1日、いじめ防止対策推進法第28条第1項に係る重大事態の調査報告書《c 中学校》(以下「c 中学校報告書」という。)を公表した。その

中で「おごってもらっていた事実や、金銭を貸してくれるように求めた事実が認められ、その合計金額は少なくとも数千円に当たることが認められる。ただ、その回数や、渡した物品の種類、その合計額が（被害生徒の主張では）十数万円相当になるとの点については、客観的な証拠がなく、特定できない」（c 中学校報告書 P 7、括弧内は審査請求人による）と記しており、当事者の主張する金額が二桁も食い違っても、調査で分かった結果を明らかにしようとする努力が認められる。

一方、今回の a 中学校の事案について、弁明書 2 (2) 非開示理由ウの 7～10 行目では「『■万円超に上ることには争いがなく』と記された部分については、双方に争いのない最低額を示しており、被害生徒側の主張は、より高額である中で、その金額が明確になることで、被害生徒や加害生徒の関係性に影響を及ぼし、被害生徒や加害生徒の関係修復等の支障となることなどが見込まれます」としている。もとより、「争いが無い」部分を非開示とする正当な理由はあるはずがない。加えて、自身が主張する金額が相手方と食い違っていると双方が認識していることは明らかである。公表すると影響があるとする根拠は見当たらない。

その上、c 中学校報告書では、金額について食い違う認識を示した上で、「少なくとも数千円に当たる」とする調査結果を明らかにしている。これは弁明書 2 (2) 非開示理由ウの 11 行目から 13 行目の「公にすることにより、生徒の成長を阻害し、生徒個人の権利利益を害するおそれがあるため・・・非開示としました」とする今回の非開示理由が、一般的でなく、不当であることを示している。

(13) これまで見たとおり、実施機関が非開示とした理由は、弁明書の内容も含めて不十分であり、正当性に欠けた部分が少なくない。当方は、今回非開示とされた部分について、実施機関は開示を前提により厳密に検討の上、個人の識別や権利利益に触れない部分を開示すべきだと考える。

それは、いじめがどのような態様で起きているのかを児童生徒や教職員、ひいては市民全体ができる限り具体的に情報共有し、いじめを見つけ、深刻化させない環境を整えるためである。

5 審査会の判断

(1) いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査に係る事務について
横浜市では、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 28 条第 1 項に定義されたいじめの重大事態（以下「いじめ重大事態」という。）が認められた場合に、学校又は教育委員会がいじめ重大事態に係る事実関係を明確

にするための調査を行っている。

学校が調査主体となった場合には、当該学校の校長や生徒指導専任教諭等からなる既設の学校いじめ防止対策委員会に、弁護士や臨床心理士といった外部の専門家及び教育委員会事務局職員を加え、同委員会がいじめ重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。学校いじめ防止対策委員会は、対象児童生徒、保護者、教職員、関係する児童生徒等を対象としたヒアリングや現地調査を実施し、調査結果をいじめ重大事態調査報告書（以下「調査報告書」という。）にまとめる。

学校いじめ防止対策委員会が調査報告書を作成すると、横浜市教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課は、公表の在り方（答申）をガイドラインとして報告書の公表版（以下「報告書公表版」という。）を作成し、市ホームページにて公表している。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、a 中学校及びb 中学校におけるいじめ重大事態について、それぞれの学校の学校いじめ防止対策委員会が事実関係を明確にするための調査を行い作成した調査報告書である。

実施機関は、本件審査請求文書のうち非開示部分1から非開示部分8までを条例第7条第2項第2号に該当するとして、非開示としている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができることを規定している。

イ 非開示部分1、非開示部分3、非開示部分4、非開示部分6（文書2の5頁（ウ）の部分を除く。）及び非開示部分8について

当審査会で本件審査請求文書を見分したところ、非開示部分1及び非開示部分3並びに非開示部分4の一部には、被害生徒及び加害生徒を直接に特定し得る事項は記載されていないものの、当該学校の生徒及び保護者、その他学校の関係者等であって、当該いじめの具体的な行為を見聞きしその概要を認知している者であれば、見聞きし認知している情報と照合することにより特定の個人を識別でき

ることとなる情報が記載されていた。

本件はいじめという機微に渡る事案であり、これらの情報を公にすると、地域住民や学校関係者等であれば保有し、又は入手可能である他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるため、本号本文前段に該当する。

また、非開示部分4（本号本文前段該当部分を除く。）、非開示部分6（文書2の5頁（ウ）の部分を除く。）及び非開示部分8には、被害生徒、加害生徒及び被害生徒保護者の学校や家庭内での行動や当時の心情等、通常他人には知り得ない内容が記載されていた。これらの情報は通常他人に知られたくない機微な情報であって、公にすることで、被害生徒、加害生徒及び被害生徒保護者の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文後段に該当する。

また、これらの情報はただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ 非開示部分7について

審査請求人は反論書において、争いのない部分を非開示とする正当な理由はあるはずがないと主張し、加えて実施機関が後に公表したc中学校報告書においては、当事者間で主張する合計金額が二桁も食い違っても数千円、十数万円相当と記載し調査でわかった結果を明らかにしようしているのに、本件において金額を公表すると被害生徒及び加害生徒の関係性に影響を及ぼし生徒の成長を阻害し権利利益を害するおそれがあるとする非開示理由は不当であると主張しているため、当該部分の本号該当性について以下検討する。

(ア) 当審査会が令和元年10月29日に実施機関から事情聴取を実施したところ、次のとおり説明があった。

被害生徒及び加害生徒の主張が食い違うなか、被害生徒側から、被害生徒が認めていない金額を報告書に記載しないこと及び記載した場合も情報公開請求に対しては非開示とすることを希望する旨の申し出があり、実施機関としては、非開示の希望があったことに加え、非開示部分7が公になることで関係者に対する非難がされたり、双方に争いのある未確定の金額を公にすることにより、当事者間に利益又は不利益を生じさせるなど、特定の個人の権利利益が害されるおそれがあるものと判断して、非開示とした。

(イ) 当審査会で本件審査請求文書を見分したところ、非開示部分7は、被害生徒と加害生徒の間でやり取りされた金銭の額が記載されていた。非開示部分7は、被害生徒及び加害生徒を直接に特定し得る情報とはいえないが、当該学校の生

徒及び保護者、地域住民等の一定の範囲の関係者にあつては、既知の情報と文書1のうち既に開示されている他の情報を組み合わせることで、被害生徒及び加害生徒を識別することができる可能性は否定できない。このような状況において具体的な金額を公にすると、これらの者にいじめに関する新たな事実が知られることとなり、その結果、関係者から非難されることを危惧せざるを得なくなるなど被害生徒及び加害生徒の権利利益を害するおそれがあると認められる。したがって、非開示部分7は当事者間の争いの有無に関わらず、本号本文後段に該当する。

また、非開示部分7はただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 非開示部分2及び非開示部分5について

当審査会で本件審査請求文書を見分したところ、非開示部分2及び非開示部分5には年月日等の具体的な時期を示す情報が記載されていた。実施機関は、これらの部分を公にすることで被害生徒、加害生徒及び学校いじめ防止対策委員会が聴き取りを行った生徒（以下「聴取対象生徒」という。）が識別されるため非開示としている。これに対し審査請求人は、審査請求書において、年月日を開示することで個人が特定されるとは考えられないと主張している。そこで、実施機関からの事情聴取の際に非開示理由を確認したところ次のとおり説明があった。

非開示部分2の「第2 1 調査の経過」及び非開示部分5のうち「1（2）調査の経過」に記載された月日は、学校いじめ防止対策委員会が学校において在校生徒、加害生徒及び加害生徒保護者並びに被害生徒及び被害生徒保護者と面談を実施した月日である。これらの状況を目撃した学校関係者等の一定の範囲の者には、聴取対象生徒、加害生徒及び加害生徒保護者並びに被害生徒及び被害生徒保護者を識別することができることとなるため非開示とした。また、非開示部分5のその余の情報については、本報告書には年月日又は時期と共に詳細な出来事の内容や関係者の言動が記載されているため、既に開示している情報等と年月日又は時期を組み合わせることで特定の個人が識別されるため、非開示とした。

以上の実施機関の説明を踏まえ非開示部分2及び非開示部分5を見分したところ、別表1に示す部分を除く部分は、目撃者や学校関係者等の一定の範囲の者であれば、年及び月日と共に記載された情報と既に保有している他の情報を照合することで、聴取対象生徒、被害生徒及び加害生徒に加え、被害生徒保護者及び加害生徒保護者を識別することができる情報であることが認められた。よって、本

号本文前段に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

一方で、非開示部分5のうち別表1に示す部分は、既に報告書公表版で公にされている情報であったり、公にすることで特定の個人を識別することができる情報とはいえないものであるため、本号に該当しない。

オ 非開示部分6のうち文書2の5頁（ウ）に記載された部分（以下オにおいて「5頁（ウ）非開示部分」という。）について

5頁（ウ）非開示部分は、他の非開示部分と異なり、教員の行為等が部分的に公にされることもなくその全てが非開示とされていた。

実施機関からの事情聴取の際に非開示理由を確認したところ、5頁（ウ）非開示部分は、全体として被害生徒に係るセンシティブな情報が記載されているので、公にすることで、被害生徒の権利利益を害するおそれがあるため非開示としたと説明があった。

当審査会で見分したところ、別表2に示す部分を除く5頁（ウ）非開示部分には、実施機関が説明するように被害生徒に係る機微な情報が記載されており、公にすると、個人の権利利益を害するおそれのある情報と認められ、本号本文後段に該当する。しかし、別表2に示す部分は、被害生徒及び教員の行為を端的に表現する記述であり、これらの情報は、公にすることで、特定の個人を識別することができるとはいえず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められなかった。

よって、5頁（ウ）非開示部分のうち、別表2に示す部分は本号に該当しないが、5頁（ウ）非開示部分のその余の部分は、本号本文後段に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表1及び別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

別表1 実施機関が非開示とした法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告書《b
中学校》に記載された年月日のうち開示すべき部分

頁	開示すべき部分
2	18行目の14文字目から18文字目まで
3	6行目の25文字目から29文字目まで
	20行目の10文字目から14文字目まで
	32行目の4文字目から8文字目まで
	32行目の15文字目から19文字目まで
	34行目の6文字目から10文字目まで
	35行目の1文字目から5文字目まで
	35行目の33文字目から36行目の1文字目まで
	36行目の13文字目から17文字目まで
	38行目の24文字目から28文字目まで
	38行目の34文字目から39行目の1文字目まで
	40行目の2文字目から6文字目まで
4	34行目の2文字目から6文字目まで
5	36行目の2文字目から6文字目まで
7	27行目の2文字目から6文字目まで
8	10行目の5文字目から9文字目まで
	11行目の22文字目から26文字目まで
	24行目の2文字目から6文字目まで
	29行目の7文字目から11文字目まで
9	18行目の24文字目から28文字目まで
	23行目の2文字目から6文字目まで
12	8行目の2文字目から6文字目まで
13	6行目の2文字目から6文字目まで

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。表及び空白は行数又は文字数に数えないものとする。句読点は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり初め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるも

のとする。

別表2 実施機関が非開示とした法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告書《b
中学校》に記載された当該生徒のプライバシーに関する内容のうち開示すべき
部分

頁	開示すべき部分
5	10行目の18文字目から31文字目まで
	11行目の18文字目から27文字目まで
	12行目の8文字目から21文字目まで
	13行目の35文字目から14行目の3文字目まで
	14行目の19文字目から行末まで
	15行目の5文字目から9文字目まで
	15行目の15文字目から30文字目まで
	16行目の2文字目から20文字目まで
	20行目の9文字目から20文字目まで
	21行目の8文字目から行末まで
	22行目の全文
	25行目の29文字目から26行目の14文字目まで
	28行目の4文字目から7文字目まで
	28行目の19文字目から行末まで
	32行目の30文字目から行末まで

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。空白は文字数に数えないものとする。句読点は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり初め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年4月27日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成30年5月18日 (第315回第一部会) 平成30年5月25日 (第337回第二部会) 平成30年5月28日 (第234回第三部会)	・諮問の報告
平成30年6月5日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和元年8月27日 (第330回第一部会)	・審議
令和元年9月24日 (第331回第一部会)	・審議
令和元年10月29日 (第332回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
令和元年12月3日 (第333回第一部会)	・審議
令和元年12月17日 (第334回第一部会)	・審議
令和2年1月28日 (第335回第一部会)	・審議